

旅行条件(要旨) ※お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

- 募集型企画旅行契約：(1)この旅行は、(株)高知新聞観光(高知市本町三丁目2-15 観光庁長官登録旅行業第444号(以下「当社」といいます))が実施する旅行であり、申し込みに参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。旅行条件は下記によるほか、別表に別表1に記載されている最終旅行日程表と称する確定書面及び当社旅行契約の部によります。
●お申込み方法と契約の成立時期：当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます)に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みください。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れられます。電話・郵便・ファクシミリ・インターネット等でお申込の場合、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に旅行申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。尚、お申込金のお支払いが確認された時点でお申込みとして取り扱います。

国内

国内申込金一覧表

Table with 6 columns: 旅行代金(お一人様), 1万円未満, 3万円未満, 6万円未満, 10万円未満, 15万円未満, 15万円以上. Row 1: 申込金, 2,000円, 6,000円, 12,000円, 20,000円, 30,000円, 旅行代金の20%

- お申込みの条件：未成年の方のお申込は保護者の同意書が必要です。満75歳以上の方は医師の診断書の提出をお願いする場合があります。いずれの場合もお断りさせていただきます。
●旅行代金の適用：参加されるお客様のうち満12歳以上は大人料金、満6歳以上12歳未満の方は子供料金になります。
●旅行代金に含まれないもの：本パンフレットに含まれている旨表示してある交通費・観光料・宿泊料・食料・添乗料・その他特記事項にかかる経費以外には本ツアーには含まれていません。
●旅行契約内容・代金の変更：当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約の内容を変更することがあります。
●お客様により旅行契約の解除：ア)お客様はいつでも、次に定める取消しを当社に支払って旅行契約を解除することができます。

Table with 2 main sections: 日取り取消料 and 宿泊取消料. Each section has columns for cancellation dates (21 days before, 20-8 days before, 7-2 days before) and cancellation rates (0%, 20%, 30%, 40%, 50%, 100%).

※旅行代金が所定に期日まで入金がなく、当社がお申込をお断りした場合も上記の取消料をお支払いいただけます。
イ)お客様は下記に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
(一部別表1)旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。a. 旅行開始日または終了日の変更、b. 観光地・観光施設、その他の目的の変更、c. 宿泊施設の変更、d. 宿泊施設の客室の種類・施設、景観の変更(2)旅行代金が増額された場合。(3)当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。(4)当社が責に帰すべき事由により、当社の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

- 最少催行人員：お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかった場合は中止することがあります。この場合は旅行開始日の前日から起算して、13日(日曜日旅行については、3日)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知し、お預かりしている旅行代金は、全額お返しします。
●当社の責任：当社はお客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、一定の補償金及び見舞金を支払います。
●旅程保証：当社は、別表①に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金と同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。(又は、お客様の了承の上、同等以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。)

Table titled '別表① 変更補償金(率)'. Columns: 変更保証金の額=1件につき下記の率×旅行代金, 旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合, 旅行開始日以降にお客様に通知した場合. Rows list various change types with corresponding rates.

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスとの間に変更が生じたときは、それぞれ別の率を適用し、1件として取り扱います。
注2：[9]に掲げる変更については、[1]～[8]の料率を適用せず、[9]の料率を適用します。
注3：1件とは、運送機関の場合1乗車毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
注4：[4][7][8]に掲げる変更が1乗船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗船又は1泊につき1変更として取り扱います。
注5：[3][4]に掲げる運送機関が宿泊施設の利用を含む場合、1泊につき1件として取り扱います。
注6：[4]運送機関の会社名の変更、[7]宿泊施設の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。
注7：[4]運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(2)当社は天災地変等の免責事項の場合は、変更補償金及び見舞金をお支払いいたしません。(3)変更補償金の額は、お客様おひとりに対して旅行代金15%を限度とします。また、変更保証金の額が千円未満であるときは、お支払いいたしません。
●お客様の責任：お客様の故意又は過失、法令または公序良俗に反する行為または当社旅行業約款の規定を守らないことにより当社が被害を被った場合、当社は当該のお客様から損害賠償を申し受けまます。

海外

海外申込金一覧表

Table with 4 columns: 旅行代金(お一人様), 15万円未満, 15万円以上30万円未満, 30万円以上. Row 1: 申込金, 20,000円以上旅行代金まで, 30,000円以上旅行代金まで, 50,000円以上旅行代金まで

- お申込みの条件：未成年の方のお申込は保護者の同意書が必要です。満75歳以上の方は医師の診断書の提出をお願いする場合があります。いずれの場合もお断りさせていただきます。
●旅行代金の適用：参加されるお客様のうち12歳以上は大人料金、満2歳以上12歳未満の方は子供料金になります。
●旅行代金に含まれないもの：本パンフレットに含まれている旨表示してある交通費・観光料・宿泊料・食料・添乗料・その他特記事項にかかる経費以外には本ツアーには含まれていません。
●旅行契約内容・代金の変更：当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約の内容を変更することがあります。
●お客様により旅行契約の解除：ア)お客様はいつでも、次に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。
※旅行代金が所定に期日まで入金がなく、当社がお申込をお断りした場合も上記の取消料をお支払いいただけます。
イ)お客様は下記に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
(一部別表1)旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。a. 旅行開始日または終了日の変更、b. 観光地・観光施設、その他の目的の変更、c. 運送機関の種類または運送会社の変更、d. 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更、e. 宿泊施設の変更、f. 宿泊施設の客室の種類・施設、景観の変更(2)旅行代金が増額された場合。(3)当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合(4)当社が責に帰すべき事由により、当社の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

- 最少催行人員：お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかった場合は中止することがあります。この場合は旅行開始日の前日から起算して、23日(ピーク時については33日)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知し、お預かりしている旅行代金は、全額お返しします。

Table titled '定期便利用(取消料)'. Columns: ピーク時のみ適用, 通常期. Rows show cancellation rates for peak and regular periods based on departure dates.

Table titled 'チャーター便利用(取消料)'. Columns: 91日前まで, 90-31日前, 30-21日前, 20-4日前, 3日前-当日又は無連絡不参加. Rows show cancellation rates for charter flights.

- 当社の責任：当社はお客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、一定の補償金及び見舞金を支払います。
●旅程保証：当社は、別表①の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金と同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。(又は、お客様の了承の上、同等以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。)

★この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

★総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく表記の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

個人情報の取扱い (1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそのためのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
(2)当社は、当社から及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお問い合わせ[4]アンケートのお願い[4]統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただきます。
(3)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡に必要となる最小限の範囲のものについて、当社とのグループ企業との間で共同して利用させていただきます。
(4)当社が責任に帰すべき事由により、当社の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

観光庁長官登録旅行業第444号 受託販売
お問い合わせお申し込み
JATA 旅行企画・実施 (株)高知新聞企業(高知新聞観光)
〒780-8666 高知市本町3丁目2番15号
http://www.kochi-sk.co.jp e-mail: kanko@kochi-sk.co.jp
TEL 088-825-4334 FAX 088-825-3068
総合旅行業務取扱管理者：田村 俊介